

熱海市防災ラジオの市民頒布に関する要領

令和6年3月15日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、市民等に対する緊急情報等の迅速な伝達を行うことを目的とした防災ラジオの市民頒布に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 市民等 市内に住所を有する者及び市内において事業を行う個人、法人その他団体（以下「事業所等」という。）並びに熱海市別荘等所有税条例（昭和60年熱海市条例第23号）第2条に規定する別荘等の所有者（以下「別荘等所有者」という。）をいう
- (2) 緊急情報等 津波予報、気象特別警報、避難情報、土砂災害警戒情報その他の災害緊急情報並びに市長が特に必要と認める市が発信する情報をいう。
- (3) 防災ラジオ 市の防災行政無線（固定系に限る。）と連動して緊急情報等を自動的に受信する機能を備えたラジオ（付属品を含む。以下同じ。）をいう。
- (4) 市民頒布 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年熱海市条例第7号）第6条第1号の規定に基づき、緊急情報等の迅速な受信を必要とする市民等を対象として、防災ラジオを有償で譲渡することをいう。
- (5) 付属品 AC電源アダプタ及び取扱説明書をいう。
- (6) 接続機器類 外部アンテナとの接続するための機器類をいう。

(対象者等)

第3条 市民頒布の対象は、市内に住所を有する者及び事業所等の代表者並びに別荘等所有者（以下「対象者」という。）とする。

2 市民頒布に係る防災ラジオの台数は、当面の間、1世帯又は1事業所（本店又は支店若しくは営業所等の単位ごととする。）につき1台とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(購入負担金)

第4条 市民頒布に係る購入負担金は、防災ラジオ1台につき3,300円とする。

2 納入された購入負担金は、還付しないものとする。ただし、市長が過誤納その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(申込み)

第5条 市民頒布を希望する対象者は、あらかじめ防災ラジオ購入申込書（様式第1号）を市長に提出して申込みしなければならない。

（引渡し）

第6条 市長は、前条により購入の申込みを受けたときは、これを審査し、相当と認めるときは、予算の範囲内において、当該申込みをした者（以下「申込者」という。）に、購入負担金の納入と引換えに防災ラジオを引渡すものとする。

（防災ラジオの返還）

第7条 市長は、申込者が偽りその他の不正な方法により、防災ラジオの引渡しを受けたときは、当該防災ラジオを返還させることができる。

（市民頒布の取消し）

第8条 購入負担金を納入した者は、市民頒布の取消しはできないものとする。

（目的外使用等の禁止）

第9条 防災ラジオの引渡しを受けた者（以下「購入者」という。）は、防災ラジオを目的外に使用し、又は他に転売してはならない。

（維持管理等）

第10条 防災ラジオの使用に係る電力、電池の交換、接続機器類の設置、故障等不具合が生じた場合の修繕その他の防災ラジオの維持管理に係る経費は、購入者において負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、防災ラジオを引渡したときから1月以内に引渡した防災ラジオが故障した場合は、当該故障した防災ラジオを別の防災ラジオと交換するものとする。ただし、購入者の責めに帰すべき事由により生じた故障については、この限りではない。

（管理台帳）

第11条 市長は、防災ラジオを適切に管理するため、防災ラジオ管理台帳を整備するものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

防災ラジオ購入申込書

令和 年 月 日

熱海市長 あて 申込者

住所 (事業所の場合は所在地)	
フリガナ 氏名 (事業所の場合は事業所名称 及び代表者の職・氏名)	
フリガナ 世帯主の氏名 (事業所の場合は記載不要)	
連絡先電話番号	

熱海市防災ラジオの市民頒布に関する要領第5条の規定に基づき、次の事項に同意のうえ、防災ラジオの市民頒布に申し込みます。

【同意事項】

- 1 購入負担金は、防災ラジオ1台につき3,300円とすること。
- 2 納入された購入負担金は、市長が過誤納その他特別の理由があると認めるときを除き、還付することができないこと。
- 3 申込者が熱海市防災ラジオの市民頒布に関する要領第3条第1項に規定する対象者であること及び重複して申し込みをした者ではないことを確認するため、個人にあつては住民情報を、事業所等及び別荘等所有者にあつては市が保管している課税台帳に記載された所在情報を、市が利用する場合があること。
- 4 偽りその他の不正な方法により、防災ラジオの引渡しを受けたときは、当該防災ラジオを返還すること。
- 5 購入負担金を納入した後は、市民頒布の取消しはできないこと。
- 6 防災ラジオを目的外に使用し、又は転売しないこと。
- 7 電気料、電池の交換、防災ラジオと外部アンテナ等接続機器類の設置に伴う費用及び故障等不具合が生じた場合の修繕その他の防災ラジオの維持管理に係る経費は、購入者が負担すること。
- 8 上記のほか、熱海市防災ラジオの市民頒布に関する要領を遵守すること。